

# 労務協会通信

協同組合阪神中小企業労務協会

 TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028  
 URL http://rokyo.net

## 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件の変更等について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

不景気の影響などにより生産量が減少し、従業員を一時的に休業・出向させる事業主に対して助成する「雇用調整助成金」(中小企業は「中小企業緊急雇用安定助成金(以下、中安金)」)の支給要件などが平成24年10月1日以降、変更されます。現在受給中、または今後利用をお考えの皆様はご注意ください。

### ①生産量要件の見直し

… 事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件が、次のように変更されます。

現行	→	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降に設定する場合から
最近3カ月の生産量または売上高が、その直前の3ヶ月または前年同期と比べ、5%以上減少		最近3カ月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、 <u>10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

### ②支給限度日数の見直し

… 1年間と3年間について、限度日数が変更されます。

現行	→	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降に設定する場合から
3年間で300日 (1年間での限度なし)		<u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間(事業主が設定する1年間)→

【例1】 過去2年間に50日ずつ  
(計100日)利用した場合

【例2】 過去2年間に120日ずつ  
(計240日)利用した場合

①22.10.1~23.9.30	②23.10.1~24.9.30	③24.10.1~25.9.30
50日	50日	100日 (従来は200日)
120日	120日	60日



対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日 となります  
(上記の例1と2で、③の対象期間に全ての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります。)

### ③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

… 教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額が変更になります。

現行	→	平成24年10月1日以降の判定基礎期間から
雇用調整助成金:2,000円 中安金:3,000円		雇用調整助成金: <u>1,000円</u> 、中安金: <u>1,500円</u>

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください

「労務協会通信」と一緒に会員事業所(現在約260社)へ向けて、御社のPR文章をFAX致します。また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ  
お申し込みは  
労務協会担当者まで!